

国立大学法人愛媛大学の中期目標を 達成するための計画（中期計画）

令和 2年3月25日 文部科学大臣変更認可

平成31年3月29日 文部科学大臣変更認可

平成30年3月30日 文部科学大臣変更認可

平成29年3月29日 文部科学大臣変更認可

平成28年3月31日 文部科学大臣認可

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 学士課程における教育内容の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 平成 31 年度に実施する理学部、工学部の組織改編に向けて、両学部のアドミッション・ポリシー及びディプロマ・ポリシーについて、組織改編の理念に適応した改定を行うとともに、カリキュラムの改革を行う。【1】
- 2) クォーター制導入にあわせて平成 28 年度から開始する共通教育の新カリキュラムにおいて、初年次教育や教養科目、基礎科目の実施状況並びに学生の学習効果を、学生アンケートや成績評価等の分析により精査し、共通教育の教育理念に掲げる「学士基礎力」育成のためのカリキュラム改善を推進する。【2】
- 3) 学生の学修効果を高めるためのクォーター制、双方向・参加型授業、反転授業、e-Learning、学修ポートフォリオ等を効果的に取り入れた授業を開発し実施するとともに、組織的な調査により、「愛媛大学学生として期待される能力～愛大学生コンピテンシー～」の習得率を 90%以上、企業の採用担当者等からの本学の卒業生に対する肯定的な評価を 80%以上にする。【3】
- 4) 四国地区 5 国立大学が連携して、各大学の特色や得意とする教育分野及び人材を、インターネットを用いた e-Learning で共有・補完し、教養科目（共通科目）及び専門科目を中心に 50 科目以上を共同開講し、教育内容の充実に取り組む。【4】

(2) 大学院課程における教育内容の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 平成 28 年度改組の農学研究科に 6 年一貫教育コースを開設して学部教育との接続を強化するとともに、平成 32 年度までに改編予定の他研究科において、アドミッション・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを再検討し、カリキュラムの改革を行う。【5】
- 2) 博士課程では、先端研究を担う人材あるいは高度な専門的職業人を育成するため、学修プロセスごとの評価ツールを用いて、コースワークとリサーチワーク及び研究指導の在り方を点検し、成績評価や学位授与の厳格化も含んだ改善を行う。【6】

(3) 教育・学習成果の可視化と評価に関する目標を達成するための措置

学士課程と大学院課程の双方において、学生の学習成果を可視化するツールを開発して教学 IR (Institutional Research) によるデータ解析を行い、その評価結果を全学的に共有する。【7】

(4) 教員の教育力向上に関する目標を達成するための措置

- 1) 教育関係共同利用拠点（教職員能力開発拠点として平成 31 年度まで認定済）を中心に、テニユア・トラック制度のための PD (Professional Development) プログラムを含む学内 FD (Faculty Development) 講習を更に高度化するとともに、本学が独自に開発している FD・SD (Staff Development) 講習について、本学教職員の受講者数を第 3 期中期目標期間中に延べ 13,000 人以上とする。【8】
- 2) 教育の質の向上のため、教育コーディネーターを中心にした各部局の教職員との連携を図りながらカリキュラム改善に向けた FD を実施する。【9】
- 3) 教職員能力開発拠点や四国地区大学教職員能力開発ネットワーク (SPOD) を通して、第 3 期中期目標期間中に延べ 150 校以上に研修講師を派遣するなど、本学で培った人材育成のノウハウを全国に発信するとともに、FD・SD・教学 IR を専門的に担当する実践的指導者を育成するため、全国の高等教育機関の教職員を対象として学外で毎年 2 回の養成講座を開催し、学内外で延べ 300 人以上の修了者を輩出する。【10】

(5) 学習支援・学生支援の充実にに関する目標を達成するための措置

- 1) 学習環境と学習状況の分析結果に基づき、学生が主体的・能動的に学ぶための教育環境（アクティブラーニング・ルーム等）を整備する。【11】
- 2) 学生が自らの志向性にあわせて学びをデザインできるように、課外研修・留学に関する説明会や事前・事後指導の改善、愛媛大学スチューデント・キャンパス・ボランティア (SCV) や愛媛大学リーダーズ・スクール (ELS) への支援強化等を通じて、留学支援やボランティア活動支援、広義のキャリア教育を含む「準正課教育」を充実させる。【12】
- 3) 学生が様々な正課外活動をキャンパスの内外において行うことができるように、ソフト面（事故防止やハラスメント防止のためのサークル研修の充実や、評価に基づく公正な予算配分制度の確立）とハード面（運動場整備やサークルボックス等の改修）で支援する。【13】
- 4) シラバス等の文書の多言語化やキャンパスのユニバーサルデザイン、障害者差別解消法への対応（障がい学生の個々のニーズに合わせた支援）等、学生の多様性に配慮した学習支援措置をとる。【14】

(6) 入学者選抜方法の高度化に関する目標を達成するための措置

- 1) 四国地区5国立大学が連携して志願者の多様な活動歴等の情報をオンラインで収集するシステムを平成29年度までに開発・充実させ、志願者の資質や能力を多面的・総合的に評価する入学者選抜に活用する。【15】
- 2) 附属高校等のスーパーグローバルハイスクール(SGH)・スーパーサイエンスハイスクール(SSH)採択校をモデル校として、「課題研究」の高度化を図り、その入試への活用を通じて実効性のある高大接続事業を推進する。【16】

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究拠点の強化に関する目標を達成するための措置

- 1) 本学の強みである、地球深部ダイナミクス研究センター(GRC)、沿岸環境科学研究センター、プロテオサイエンスセンターにおける研究活動を充実させ、全国的な共同研究拠点となるための重点的な支援を行い、先端研究センターにおいては、第2期中期目標期間後半より共同研究数、研究分野で定評のあるハインパクトジャーナルへの掲載数を10%以上増加させるとともに、プロテオ創薬研究分野では、研究推進の鍵となるヒトタンパク質の全数合成を達成する。【17】
- 2) 高圧関連分野での新しい機能性物質の創成と応用に取り組むことを目的に、GRC・理学部・工学部の高圧関連分野の教員の連携により、10人以上の人員を集積させた超高圧新物質創成分野を組織化する。【18】
- 3) 新たな先端研究、地域におけるイノベーションの創出、文理融合型学際研究、基礎研究を応用へ導く橋渡し研究、地域社会と協働して取り組む研究等を推進するため、バイオイメージングやプラズマ応用等の組織横断的研究グループを育成するとともに、第3期中期目標期間中に10以上の新規基盤的研究拠点(リサーチユニット)を立ち上げる。【19】

(2) 研究力の強化に関する目標を達成するための措置

- 1) 学術支援センターに設備サポートセンター機能を付与し、設備・機器を効率的に学内共同利用できるシステムを構築するとともに、所属する教職員の研究支援能力向上のため、設備・機器の取扱いに関する資格取得や技術習熟のための研修等を実施し、機器の共同利用件数を第2期中期目標期間より30%以上増加させる。【20】
- 2) 外部資金獲得実績に対する新たな個人レベル及び組織レベルの優遇制度を整備するとともに、研究コーディネーターによるブラッシュアップ機能を補完するため、研究費申請アドバイザーボード(仮称)の新設など外部資金獲得に向けた支援体制を充実させ、教員一人当たりの科学研究費助成事業、共同研究、受託研究等による外部資金獲得総数を第2期中期目標期間より3%以上増加させる。【21】

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

(1) 地域創生機能の強化に関する目標を達成するための措置

- 1) 地(知)の拠点整備事業(COC事業)及び地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+事業)を推進するため、地域社会と連携した人材育成、地域活性化を目的としたセンターを設置する。また、平成26年度に設置した「地域共創コンソーシアム」(地域のステークホルダーとの協働を目的とし産学官金民で構成)運営のための既存の協議会を再構築するなど体制を整備し、COC事業・COC+事業終了後も、その趣旨を踏まえた本学独自の取組を継続して実施する。【22】
- 2) 地域連携ネットワークを充実させるため、県内の自治体・各種団体・企業・他大学との間で、新たに10件以上の連携協定を締結する。【23】

(2) 地域志向型人材育成に向けた教育組織の新設とカリキュラム等の展開に関する目標を達成するための措置

- 1) 新設する「社会共創学部」を中心として、地域の様々なステークホルダーとともに協働しながら、地域を教育の場としたフィールドワーク、インターンシップを含む科目・プログラムを第3期中期目標期間末までに年間100以上開講するなど、地域課題の解決につながる教育を実施するとともに、愛媛県内への就職率を第3期中期目標期間末までに50%以上に上げる。【24】
- 2) 地域の活性化、地域イノベーションを創出する人材を育成するため、自治体・企業・教育界・NPO等との連携を強化して、平成28年度より地域に対する理解と関心を涵養する授業「えひめ学」(共通教育全学必修科目)を改編するとともに、地域で働く意欲を涵養する授業「地域志向型キャリア形成科目(仮称)」を新設するなど、地域志向型カリキュラムの整備・充実を行う。【25】

- 3) 地域及び地域産業に関する専門的知識・技術を有し、地域活性化のリーダーになれる人材である「地域専門人材」を育成するため、第2期中期目標期間に引き続いてリカレント教育プログラムを開講し、第3期中期目標期間中に1,500人以上の受講生を輩出する。【26】
- 4) 教職員の地域志向を高めるため、社会連携系職員養成プログラムを拡充し、第3期中期目標期間中に150人以上の受講者を輩出する。【27】
- 5) 地域医療に貢献する医師、看護師、保健師を目指す学生のモチベーションを高めるため、県内の主要病院や保健所、地域包括支援センター、訪問看護ステーションにおいて、実地臨床に近いレベルの実習期間を延長し、教育カリキュラムを充実させる。【28】

(3) 地域・社会の課題の解決に資する研究の推進及び人材の育成に関する目標を達成するための措置

- 1) 地域密着型研究センター（南予水産研究センター、紙産業イノベーションセンター、植物工場研究センター等）において、教員、学生が協同した研究を行うことにより、地域・社会の課題解決や地域の活性化に貢献できる人材を育成・輩出する。また、本学が地域に密着した中核機能を発揮する市町を増加させるため、サテライト機能を持った新たな地域密着型研究センターを3件以上設置する。【29】
- 2) 愛媛県内における共同研究・受託研究等の年平均実施数を第2期中期目標期間中の年平均実施数よりも10件以上増加させる。【30】

(4) 地域・社会の課題の解決と産業イノベーションにつながる産学官連携活動に関する目標を達成するための措置

- 1) 地域のニーズと学内シーズをマッチングさせ、地域と連携した研究数を総計240件以上とするとともに、産学官共同研究を推進し、新事業を12件以上創出する。【31】
- 2) 技術移転に関わる四国地区5国立大学共同実施体制の構築により、これまで単独の大学では実施が困難であったより高度な知的財産の評価・実証活動（Proof Of Concept 等）を共同して実施することにより、各大学が保有する知的財産の経済価値を高め、技術移転の経済的規模を拡大するためのマーケティング活動の充実やスタートアップ企業の創出支援等の諸活動を実施する。【32】

(5) 教育研究成果の地域還元に関する目標を達成するための措置

- 1) 地元企業に対する技術開発を積極的に支援するとともに、地域課題解決等に向けた政策立案を支援するため、連携自治体の委員会、協議会等へ積極的に参画する。【33】
- 2) 図書館やミュージアム、COC サテライトオフィス等の学内外施設を活用して、シンポジウムやセミナー、市民講座、展覧会等を毎年100回以上主催し、教育研究の成果を地域に発信する。【34】

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

(1) 国際的な大学間連携の推進に関する目標を達成するための措置

- 1) アジア・アフリカ拠点国等とのサテライト機能を活用するとともに、日本・インドネシア6大学協働事業（SUIJI: Six University Initiative Japan Indonesia）による教育研究連携を発展させる。【35】
- 2) 学術交流協定校との連携を軸に、留学生と日本人学生の双方に対応するサービスマニッシュ・プログラム（海外と国内の地域における課題発見・解決型の貢献実習）やインターンシップ等を促進する。【36】

(2) グローバル化に対応した人材の育成に関する目標を達成するための措置

- 1) 留学生受入プログラム等の充実により、留学生数（長期・短期）を第2期中期目標期間より30%以上増加させるとともに、企業ネットワークを活用し、留学生の就職支援教育を充実させる。【37】
- 2) 日本人学生派遣プログラムの充実及び奨学金制度等の活用により、日本人学生の海外派遣者数（長期・短期）を第2期中期目標期間より50%以上増加させる。【38】
- 3) 外国人教員等（外国籍教員・外国の大学で学位を取得した日本人教員・外国での教育研究経験のある日本人教員）の割合を全教員の10%以上にする。【39】

(3) グローバル化に対応した体制の整備に関する目標を達成するための措置

- 1) 職員の語学力を含む国際業務対応能力を向上させるため、SD プログラム等を活用し、毎年2人以上の職員を海外へ派遣する。【40】
- 2) キャンパス環境の国際化のため、修学・就業に関する学内情報の英文化を進めるとともに、

教育・観光等、地域事業への留学生の派遣・連携を通して、地域の国際化に貢献する。【41】

5 附属病院に関する目標を達成するための措置

(1) 医療の質の向上、地域貢献に関する目標を達成するための措置

- 1) 特定機能病院として、移植関連医療やロボット手術、光学及び画像医療等の先端医療、高度医療に関わる検査及び手術機器等の設備並びに高度先進技術を導入し、高度急性期医療機能を強化する。【42】
- 2) 全国に先駆けて設置した総合診療サポートセンターの機能を最大限に活用し、愛媛県地域保健医療計画に基づく、5 疾病 6 事業や地域包括ケアシステム等の拡充に向けた取組を、愛媛県や愛媛県医師会等と連携して支援する。【43】
- 3) 愛媛県の救急医療体制を強化するため、広域搬送手段としての愛媛県ドクターヘリ事業を、県立病院群とともに支援する。【44】
- 4) 医療安全管理体制を強化するため、全医療スタッフを対象に医療安全管理教育を年 10 回以上実施する。【45】

(2) 医療人の育成と医学教育に関する目標を達成するための措置

- 1) 総合臨床研修センター、地域医療支援センター及び地域医療関連寄附講座等を通じて、専門医療からプライマリ・ケアまで、幅広いニーズに対応可能な、質の高い医療人を育成する。【46】
- 2) 地域医療を志向する学生の卒前教育及び卒後教育を組織的に推進し、地域への人材派遣を通して、地域医療を充実させる。【47】

(3) 医学研究の推進に関する目標を達成するための措置

先端医療創生センター等を中心として、基礎研究と臨床研究の融合を図り、橋渡し研究を通じて、医療機器の開発や知的財産の獲得に貢献する。【48】

(4) 病院の国際化に関する目標を達成するための措置

国立大学附属病院長会議の『将来像実現化計画』に基づき、国際的な人材の育成と医療支援を含む国際人事交流を推進する。【49】

(5) 経営の安定化に関する目標を達成するための措置

- 1) 今後の医療の進展及び制度改革に迅速かつ柔軟に対応するため、病院長を支える幹部人材の育成法、附属病院内のガバナンスや事務組織の機能等について検証し、学長のリーダーシップの下、医師、看護師等の医療スタッフに対する病院長の人事権限を拡充する。【50】
- 2) 病院長のリーダーシップの下、予算を重点的に配分するとともに、手術件数を 10%以上増加させる。【51】
- 3) 経費節減等に取り組み、一般管理費を 3%未満に維持する。【52】

(6) 労働環境に関する目標を達成するための措置

職員の福利厚生の充実、労働環境の改善、ダイバーシティ推進本部との連携による職員の多様な働き方に応じた復職・育児・介護支援や再雇用制度の活用により、優秀な人材を確保する。【53】

6 附属学校園に関する目標を達成するための措置

- 1) 特別支援教育や英語教育の推進等、地域教育課題に対するモデル的取組の具現化のため、大学や地域教育委員会等との連携体制を強化して取り組み、その成果を研究大会や地域研修会等を通して地域に還元するとともに、大学・学部の教員養成カリキュラムの充実に資する。【54】
- 2) これからの教員に求められる資質・能力を育成するため、大学と連携し、アクティブラーニングや ICT 等を活用した質の高い教育実習を実施する。【55】
- 3) 附属 5 校園の組織的連携・協働及び大学との連携による教育・研究を推進するとともに、多様な子どもへの合理的配慮の提供及びインクルーシブ教育システムの推進に取り組む。【56】
- 4) SGH の指定校である附属高校を中心として、大学及び海外の教育機関との連携協力を行い、国際理解教育や外国語教育を充実させる。【57】

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 組織の戦略的企画機能の強化に関する目標を達成するための措置

- 1) 学長がリーダーシップをより発揮し機動的な大学運営を推進するため、教員ポイント制の導入により人的資源の再配分を行うとともに、IR 機能等の組織の在り方を見直し、学長の補佐

体制を強化する。【58】

- 2) 教員の諸活動の活性化と高度化に役立たせるために実施している「教員の総合的業績評価」において、実質的な教員評価を実施するため、ティーチング・ポートフォリオを活用する。【59】
- 3) 教員の流動性を高め、かつ優秀な人材の確保に繋げるため、評価結果をより処遇に反映可能な評価制度への改善を通じて、人事・給与制度の弾力化を図り、承継ポストの10%を年俸制に移行するとともに、クロスアポイントメント制度を創設する。【60】
- 4) 女性教職員の能力の活用及び向上を図るため、管理職の10%以上の比率で女性を登用する。【61】
- 5) 40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用を、20%以上となるよう促進する。【83】

(2) 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1) 平成28年度の法文学部の改組及び社会共創学部を設置を受け、平成32年度には、人文社会科学に関する高度で専門的な知識と能力、広範な学際的視野及び適切な問題解決能力を備えた専門職業人の育成を行う専攻や、地域のファシリテーターとして、他領域の専門家と協働し、複眼的なアプローチで地域課題を解決できる能力を有する専門職業人の育成を行う専攻を設置し、人文社会科学系の大学院課程を整備する。【62】
- 2) 平成28年度の教育学部の改組に伴って、実践型の教員養成機能を一層強化し、地域の教員養成の拠点として、入試制度の改革、実践経験を重視したカリキュラムの強化、小中一貫教育・アクティブラーニング・小学校における英語の教科化等への対応を行う。また、愛媛県における新規採用小学校教員の占有率を40%以上にするるとともに、教員養成に特化することにより、教員就職率について第3期中期目標期間中に80%を達成する。さらに、愛媛県における教員の大量退職が平成40年頃で終了するといった動向を踏まえ、第3期中期目標期間中に教育学部の組織について見直す。【63】
- 3) 教育学研究科においては、高度な教育実践力を持ち、学校現場でのリーダーとなりうる教員の養成を行うため、平成28年度の教育実践高度化専攻（教職大学院）の設置に引き続いて、第3期中期目標期間中に、教科教育専攻及び特別支援教育専攻を教職大学院へ移行させる。第3期中期目標期間中において、移行前の既存修士課程における現職教員・留学生等を除く修了者の教員就職率約60%、新設（予定）の教職大学院修了者の教員就職率約80%を確保する。【64】
- 4) 教育学部・教育学研究科において、実践的指導力の育成・強化を図るため、学校現場で指導経験のある大学教員を、附属学校を活用した指導経験も含め、第3期中期目標期間末には30%確保する。【65】
- 5) 平成28年度の農学部・農学研究科の改組に続き、イノベーションの創出に向けて、高い技術力とともに発想力、経営力等の複合的な力を備えた理工系人材の戦略的育成を推進するため、平成31年度に理学部・工学部・理工学研究科を中心に理工系教育研究組織を再編する。【66】

(3) 事務系職員の人事制度と人材育成マネジメントに関する目標を達成するための措置

職員の能力開発（SD）を推進するため、企画力・実践力を高める研修プログラムを開発し、実施する。【67】

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

本学に対する寄附金を第3期中期目標期間末までに累計3億円とするとともに、新たな寄附講座を10件設置する。【68】

(2) 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

仕様及び契約形態の変更等により、契約事務の改善を行い、管理的経費を抑制する。【69】

(3) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

全学的視点に立った資産（建物・設備）の効果的・効率的な運用・管理を行うとともに、余裕金について安全かつ効果的な資金運用を行う。【70】

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 自己点検評価の充実に関する目標を達成するための措置

定期的実施している自己点検・評価業務を継続するとともに、相互連携を更に強化するため自己点検評価室と各部局の自己点検評価組織の体制を見直す。【71】

(2) 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

全構成員が広報活動の担い手となり、情報の共有化（インナーコミュニケーション）を推進するとともに、多様な情報発信機能を活用し、地域・社会に必要とされる情報を、正確かつわかりやすい形で発信する。【72】

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

(1) 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 1) キャンパスマスタープラン（中・長期的整備計画）の再検討を行い、既存建物の改修等の計画を見直し、効率的な施設の維持管理を行う。【73】
- 2) 安全・安心な教育研究環境の基盤を確保するため、経年劣化した施設・ライフライン（給水配管・ガス配管・電気設備等）について、国の財政措置の状況等を踏まえ、耐震対策・防災機能を強化する。【74】
- 3) 地球環境への配慮のため、施設・設備の省エネルギー化を推進するとともに、地域・社会との共生を図るための連携拠点となる研究室等について、国の財政措置の状況等を踏まえ、施設を整備する。【75】
- 4) 大学の機能強化・活性化を図るため、社会共創学部を設置・既存学部の改組に伴ってスペースの最適化を行うとともに、多様な教育研究への対応と新たな共用スペース確保のため、国の財政措置の状況等を踏まえ、経年使用により老朽化・陳腐化した施設をリノベーションする。【76】

(2) 安全管理・環境管理に関する目標を達成するための措置

- 1) 安全衛生管理と環境改善に対する構成員の意識向上を図るため、安全衛生・環境に関連する講習等を年間4回以上実施するとともに、全職員の衛生管理者等の有資格者率を5%以上に維持し、各部局等の事務組織の有資格者を1人以上とする。【77】
- 2) 各リスクへの対応手順を示した危機管理マニュアルを毎年度見直し、内容を充実させる。【78】

(3) 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

- 1) 研究活動における不正行為を事前に防止するため、各学部等に部局責任者を配置するなど、組織の管理体制を強化するとともに、研究者等の研究倫理の向上を図るため、学問分野に応じたe-Learning教材等の研究倫理教育教材の開発を行い、研究倫理教育等を更に充実する。【79】
- 2) 研究費等の不正使用を未然に防止するため、平成31年度までに研究者等の指導・相談を行う指導員を整備するなど、組織の管理責任を強化し、不正使用防止体制を整備するとともに、構成員の意識の向上を図るため、平成29年度までに職域や雇用形態に応じた教育教材の開発や、e-Learningを活用して教育を実施する仕組みの構築を行うなど、コンプライアンス教育等を更に充実させる。【80】
- 3) 「愛媛大学における人権侵害の防止等に関する指針」に基づき、公正な教育・研究・就業環境の整備を図り、人権侵害の防止に関する取組を推進する。【81】

(4) 学術情報基盤の充実に関する目標を達成するための措置

学術情報基盤の安定的な運用に向け、機密性・完全性・可用性を維持する管理運用体制を強化するとともに、e-Learningを活用した構成員への情報倫理教育を行うなど、情報セキュリティ教育等を更に充実させる。【82】

Ⅵ 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

Ⅶ 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

3,110,549 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 医学部及び附属病院の土地の一部（愛媛県東温市志津川字野中甲 393 番 7 外 7 筆 333.41 m²）を譲渡する。
- ・ 城北キャンパス（文京町 3 番地区）の土地の一部（愛媛県松山市文京町 3 番 1 729.70 m²）を譲渡する。
- ・ 城北キャンパス（文京町 2 番地区）の土地の一部（愛媛県松山市文京町 2 番 5 137.64 m²）を譲渡する。
- ・ 東温市の土地（愛媛県東温市志津川字中道甲 1303 番 12 190.75 m²）及び建物（軽量鉄骨造スレート葺 2 階建，延床面積 101.68 m²）を譲渡する。
- ・ 北持田宿舍の土地（愛媛県松山市北持田 128 番 2 592.45 m²）及び建物（木造瓦・スレート葺 2 階建，延床面積 175.20 m²）を譲渡する。
- ・ 喜与町宿舍の土地（愛媛県松山市喜与町 1 丁目 8 番 8 423.60 m²）及び建物（木造瓦葺平家建，延床面積 95.86 m²）を譲渡する。
- ・ 横河原宿舍の土地（愛媛県東温市横河原字横川 1375 番 6,692.82 m²）及び建物（鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建，延床面積 3,981.60 m²）を譲渡する。

2. 重要な財産を担保に供する計画

- ・ 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い，本学の土地及び建物を担保に供する。

Ⅸ 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は，
 - ・ 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
ライフライン再生（給水設備等） 基幹・環境整備（ナースコール更新等） 病院特別医療機械整備 小規模改修	総額 1,384	施設整備費補助金 (148) 長期借入金 (876) (独)大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (360)

（注1）施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2）小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

基本事項

未来に向けての多様な発展と運営の基盤強化等を目指し、大学機能の高度な展開を図るため、すべての構成員の能力を最大限発揮できる効果的な人事システムの構築を図り人材育成を推進する。

（1）教員人事

教員ポイント制や年俸制を活用して、弾力的な教員人事を行う。

さらに、教員の総合的業績評価を実施して、人事の適正化と点検評価を行う。

また、教員の自発的・主体的活動を促す能力開発を推進する。

（2）事務系職員

「事務系職員人事・人材育成ビジョン」に基づき、能力開発に重点を置いた人事政策を推進する。

また、事務系職員の人事評価を実施して、人事の適正化と点検評価を行う。

（参考） 中期目標期間中の人件費総額見込み 122,409 百万円（退職手当は除く。）

3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

該当なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H28	H29	H30	H31	H32	H33	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (大学改革 支援・学位 授与機構)	833	890	930	933	951	970	5,506	5,878	11,384

(注1) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(注2) 端数についてはそれぞれ四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

(単位：百万円)

年度 財源	H28	H29	H30	H31	H32	H33	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (民間金融 機関)	67	67	67	67	67	67	401	939	1,340

(注1) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(注2) 端数についてはそれぞれ四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

(リース資産)

該当なし

4. 積立金の使途

○ 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業に財源を充てる。

①教育，研究，診療に係る業務及びその他附帯業務

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 28 年度～平成 33 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	73,437
施設整備費補助金	148
船舶建造費補助金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	360
自己収入	146,668
授業料及び入学料検定料収入	33,885
附属病院収入	111,016
財産処分収入	0
雑収入	1,767
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	13,603
長期借入金収入	876
計	235,092
支出	
業務費	210,304
教育研究経費	109,089
診療経費	101,215
施設整備費	1,384
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	13,603
長期借入金償還金	9,801
計	235,092

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 122,409 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りにについては, 平成 29 年度以降は平成 28 年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については, 国立大学法人愛媛大学役員退職手当規程及び国立大学法人愛媛大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが, 運営費交付金として措置される額については, 各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

注) 長期借入金収入については, 端数調整した金額としている。

[運営費交付金の算定方法]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費：以下の金額にかかる」金額の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
 - ・ 学長裁量経費。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。
- ③「機能強化経費」：機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。

[基幹運営費交付金対象収入]

- ④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成28年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ⑤「その他収入」：検定料収入，入学料収入（入学定員超過分等），授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成28年度予算額を基準とし，第3期中期目標期間中は同額。

II [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として，当該事業年度において措置する経費。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。I (y - 1) は直前の事業年度におけるI (y)。
- ⑧「債務償還経費」：債務償還経費として，当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。
K (y - 1) は直前の事業年度におけるK (y)。

$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は，以下の数式により算定。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) D(y) = D(y - 1) \times \beta \text{ (係数)}$$

- (2) $E(y) = \{E(y-1) \times \alpha (\text{係数})\} \times \beta (\text{係数}) \pm S(y) \pm T(y) + U(y)$
 (3) $F(y) = F(y)$
 (4) $G(y) = G(y)$
-

D(y): 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

E(y): その他教育研究経費 (②) を対象。

F(y): 機能強化経費 (③) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G(y): 基準学生納付金収入 (④), その他収入 (⑤) を対象。

S(y): 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

T(y): 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y): 教育等施設基盤調整額。

施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

H(y): 特種要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y) = \{I(y) + J(y)\} - K(y)}$$

$$(1) I(y) = I(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) J(y) = J(y)$$

$$(3) K(y) = K(y-1) \pm W(y)$$

I(y): 一般診療経費 (⑦) を対象。

J(y): 債務償還経費 (⑧) を対象。

K(y): 附属病院収入 (⑨) を対象。

V(y): 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W(y): 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ): 機能強化促進係数。△1.0%とする。

第3期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。

β（ベータ）：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特殊要因経費」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成28年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権収入を含む。

注) 業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成28年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」、「教育等施設基盤調整額」、「一般診療経費調整額」及び「病院収入調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算している。

2. 収支計画

平成 28 年度～平成 33 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	229,985
經常費用	229,985
業務費	207,321
教育研究経費	23,134
診療経費	47,283
受託研究経費等	6,571
役員人件費	1,066
教員人件費	72,009
職員人件費	57,258
一般管理費	5,937
財務費用	988
雑損	0
減価償却費	15,739
臨時損失	0
収入の部	232,662
經常収益	232,662
運営費交付金収益	67,689
授業料収益	28,970
入学金収益	4,008
検定料収益	906
附属病院収益	111,016
受託研究等収益	6,571
寄附金収益	6,392
財務収益	70
雑益	1,697
資産見返負債戻入	5,343
臨時利益	0
純利益	2,677
総利益	2,677

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成 28 年度～平成 33 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	238,341
業務活動による支出	213,258
投資活動による支出	12,033
財務活動による支出	9,801
次期中期目標期間への繰越金	3,249
資金収入	238,341
業務活動による収入	233,708
運営費交付金による収入	73,437
授業料及び入学科検定料による収入	33,885
附属病院収入	111,016
受託研究等収入	6,571
寄附金収入	7,032
その他の収入	1,767
投資活動による収入	508
施設費による収入	508
その他の収入	0
財務活動による収入	876
前期中期目標期間よりの繰越金	3,249

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業に係る交付金を含む。

注) 財務活動による収入については、端数調整した金額としている。

別表（収容定員）

学部	法文学部	1, 520 人
	教育学部	640 人
	（うち教員養成課程	640 人）
	社会共創学部	720 人
	理学部	900 人
	医学部	945 人
	（うち医師養成に係る分野	685 人）
	工学部	2, 020 人
	農学部	700 人
研究科	法文学研究科（修士課程）	0 人
	人文社会科学研究科（修士課程）	40 人
	教育学研究科	100 人
	（うち修士課程）	20 人
	（うち専門職学位課程）	80 人
	医学系研究科	148 人
	（うち修士課程	24 人）
	（うち博士課程	124 人）
	理工学研究科	569 人
	（うち修士課程	500 人）
	（うち博士課程	69 人）
	農学研究科（修士課程）	144 人
	連合農学研究科（博士課程）	51 人